

令和7年度福岡県こども審議会 会議要旨

1 開催日時

令和7年11月14日（金）10時00分～12時00分

2 開催場所

福岡県中小企業振興センター 3階 302会議室

3 出席者

別紙のとおり

4 審議の内容

（司会）

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度福岡県こども審議会を開催させていただきます。本日の進行を務めます、福岡県福祉労働部こども未来課の福井です。よろしくお願ひします。

本日は、委員総数 24 名中オンラインでの出席を含め 16 名にご出席いただきしており、8 名の方が欠席となっております。また、小坂委員は所用のため 20 分程度遅れての Web 参加される予定です。

本審議会は、福岡県こども審議会条例第7条第2項の過半数、13 名以上の出席要件を満たしているため、有効に成立していることを、ご報告します。続きまして、本県事務局の参加者でございます。委員名簿、出席者名簿を配布しております。こちらの名簿のとおりになります。ご覧いただきまして報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは今年度より新たに委員になられた皆様を、ここでご紹介させていただきます。本来であれば皆様に辞令を交付させていただいて、ご紹介させていただきたいところではございますが、本日は時間の都合上、辞令は本日の資料と併せて皆様のお席に配布させていただいております。お名前のみのご紹介とさせていただきます。どうぞご了承ください。

まずは、福岡県議会文教委員会、高橋義彦委員、本日はご欠席でございます。

次に、福岡県議会県民生活商工委員会、中嶋玲子委員

（中嶋委員）

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

(司会)

中村学園大学、野中千都委員、本日は所用でご欠席でございます。

福岡県議会厚生労働環境委員会、山本耕一委員

(山本委員)

よろしくお願ひいたします。

(司会)

日本労働組合総連合会福岡県連合会、吉村淳治委員。

(吉村委員)

よろしくお願ひいたします。

(司会)

若者・子育て当事者代表、和田一之介委員、本日欠席でございます。

次に、進行上の留意点についてご説明いたします。ご発言につきましてはマイクを通してお願ひいたします。マイクは係の者がお持ちしますので、発言の際は挙手をお願いいたします。それでは審議に入る前に、本審議会の会長であります田中敏明様よりご挨拶をいただきたいと思います。田中会長どうぞよろしくお願ひいたします。

(田中会長)

委員の皆様、本日は「令和7年度福岡県こども審議会」に、御多忙の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。本日は、令和6年度までを終期としておりました「第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」、それに「福岡県青少年健全育成総合計画」と「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」の令和6年度の取組状況について審議することとなっております。既に、この審議会で昨年度に検討いたしました「福岡県こども計画」がスタートしておりますが、その前計画の最終年度の結果となるものです。委員の皆様には、それぞれのお立場からのご経験を踏まえ、積極的にご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。簡単ではございますが、議事の円滑な進行へのご協力、さらに、さまざまご意見をご提示いただきたいと、お願いして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(司会)

田中会長ありがとうございました。それではここからの進行ですけども、田中会長にお願いしたいと思います。田中会長どうぞよろしくお願ひいたします。

(田中会長)

それでは、お手元の次第にそって、進めさせていただきます。議事進行が円滑に進みますよう、皆様の御協力をお願いします。

本日は審議事項として、「第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」及び「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」、「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」の令和6年度取組状況について、を議題としております。

それでは、第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」及び「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」、「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」の令和6年度取組状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

こども計画のとりまとめを担当しております、こども未来課長の大谷でございます。本日はよろしくお願ひいたします。説明に入ります前に、委員の皆様方におかれましては、昨年度、3回審議会をさせていただきました。ご多忙の中ご参加いただきまして誠にありがとうございました。おかげさまでですね、活発なご議論、ご意見いただきまして、こどものための総合的な施策を取りまとめた計画を作ることができました。ありがとうございました。それでは説明に入らせていただきます。座って説明させていただきます。

席上にございます「こども計画」ですが、取組の実績等は来年度の審議会にてご報告させていただきます。今回の審議会では、こども計画の前計画である3つの計画の取り組みを報告させていただきます。

資料1、「第2期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」、「福岡県青少年健全育成総合計画」、第2期「福岡県子どもの貧困対策推進計画」令和6年度取組状況」について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。「1 計画の概要」についてです。

計画期間について、一部、計画期間の途中ではございますが、令和7年度から一本化しております。

各計画、ご覧の表のとおり、施策の柱を立てて推進してまいりました。各計画の目標数値の進捗状況は、ご覧の表のとおりとなっております。主な目標数値については、後ほどご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

各計画における目標数値の進捗状況等でございます。ふくおか子ども・子育て応援総合プランでは、「『理想の子どもの数』と『実際に持つつもりの子どもの数』の増加とその差の縮小」、「平均初婚年齢の上昇の抑制」、「合計特殊出生率の上昇」を政策目標としておりました。

まず「理想の子どもの数」は、基準値である2018年の2.44人に対し、2023年現在の現

状値は 2.34 人と、0.1 人減少、「実際に持つつもりの子どもの数」は、基準値の 2.08 人に對し、現状値は 1.97 人と 0.11 人減少、「理想と実際の差」は 0.01 人の増となっております。また、「平均初婚年齢の上昇の抑制」については、夫が基準値に対し 0.1 歳減少している一方で、妻は基準値に対して 0.3 歳上昇している状況です。さらに、令和 6 年度の合計特殊出生率—これは、1 人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する数字を表しておりますが、—1.22 と、基準値の 1.49 から 0.27 ポイント減少しております。

(2) 本県の少子化の推移についてです。

①の本県の出生数は、平成 28 年以降、9 年連続で減少しており、令和 6 年の確定数は 32,280 人となっております。本県の人口 1,000 人あたりの出生率については、令和 6 年が 6.5 で、全国第 2 位と高い水準にあるものの、出生数と同様、減少傾向が続いております。

②の合計特殊出生率については、先ほど申し上げたとおりですが、令和 6 年は、1.22 ポイントと、全国平均の 1.15 を上回っていますが、人口を維持する水準とされる 2.07 を大きく下回っており、依然として厳しい状況が続いております。

③の婚姻件数ですが、令和 6 年度は、4 年ぶりに前年度比約 500 組の増加に転じたものの、計画策定時の令和元年と比べると、マイナス 4,745 組、約 20% の大幅な減少となっております。以上のとおり、少子化に歯止めがかかっていない状況です。

3 ページをご覧ください。

子育て応援総合プランでの「(3) 目標数値の進捗状況」です。上段の枠囲みに「順調に進捗したもの」、下段の枠囲みに「進捗が低調なもの」と「基準値より後退したもの」を掲載しており、こども・子育て応援プランにおける主なものを掲載しております。

まず、「順調に進捗したもの」です。

「保育所待機児童数」では、0 人を目標としていましたが、令和元年度の 1,232 人から、令和 6 年度実績では 57 人にまで順調に推移しています。

「ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の実施か所数（政令市を除く）」では、目標値の 10 か所に対し、令和 6 年度実績では 14 か所となっております。

「出会い応援団体の登録者数」では、目標値の累計 3,000 団体に対し、令和 6 年度実績では累計 3,005 団体となっております。

「子育て応援宣言企業の登録数」では、目標値の累計 8,000 団体に対し、令和 6 年度実績では累計 8,773 団体となっております。「子育て応援パスポート登録者数」では目標値の累計 79,000 人に対し、令和 6 年度実績では累計 107,676 人となっております。

次に、「進捗が低調なもの」と「基準値より後退したもの」です。

「延長保育実施施設数」では、延長保育の実施施設数が基準値から 99 か所減少しております。主な理由として、実施主体である市町村が地域の実情に応じて計画的な提供体制の確保を進めておりますが、計画策定時に比べ、働き方改革等の影響から、在宅勤務の普及や時間外労働の減少等が生じ、実施施設数が減少しているものです。

また、「全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数（教育事務所別）（公立小学校・国語）」では基準値より1地区減となっております。6地区的うち、4地区で全国を上回っており、また、下回った地区的全国との差もそれぞれ2.5%、1.4%と小さいことから、引き続き、市町村教育委員会への支援を行ってまいります。

「体力総合評価の全区分・全地域（24区分）において、体力中・上位層（ABC群）の割合が全国平均値を上回る。」につきましては、基準値より4区分減となっております。目標は達成できなかったものの、小学校男子・中学校男女の体力合計点平均値が引き続き全国平均値を上回っていることは、取組の成果であり、小学校女子については、昨年度に引き続き全国平均値以下であることから、今後、運動機会をこれまで以上に拡大するとともに、運動を身近に感じ、運動好きな子どもを増やしていく必要があります。

続いて4ページをご覧ください。

福岡県青少年健全育成総合計画の主な目標数値の進捗状況を掲載しております。

まず、「順調に進捗したもの」です。

「若者就職支援センター就職者の正規雇用率」では、目標値の93.0%に対し、令和6年度実績は93.0%となっております。「科学の甲子園 全国大会における総合成績順位」では、目標の令和8年度の4位に向け、基準値の13位から令和6年度実績では10位となっております。

次に、「進捗が低調なもの」と「基準値より後退したもの」です。

まず、「若者就職支援センター就職率」では、今回、基準値を8.1ポイント下回っております。

次に、「非行者率（10～19歳までの人口1,000人当たりに刑法犯少年が占める割合）」では、基準値から0.7人上回っております。

5ページをご覧ください。

福岡県子どもの貧困対策推進計画の主な目標数値の進捗状況を掲載しております。

まず「順調に進捗したもの」です。

「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」では、目標値である94.5%に対し、令和6年度実績は99.0%となっております。

また、「スクールカウンセラーの配置率（小学校）」では、目標値の100%に対し令和6年度実績では100%となっております。

次に、「進捗が低調なもの」と「基準値より後退したもの」です。

「生活保護世帯に属する子ども」では、大学等進学率について、基準値を4.8ポイント下回っております。その他の目標数値の進捗状況は、別紙1に一覧にしておりますのでご確認の程よろしくお願ひいたします。

また、「こども計画」では、3計画から引き継ぐものを含めて、74項目の数値目標を設定

し、今年度から取り組んでいるところであり、来年度の審議会でご報告させていただく予定としております。

令和6年度の取組状況についての説明は以上でございます

(田中会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方からご説明いただきましたように、取組状況、そしてこの表の各項目の進捗状況・達成状況が示されていますが、少しそれを見ていたい、よろしいでしょうか。かなりたくさんの事業がございますが、それぞれ進捗状況が示されております。

(石橋委員)

ちょっといいでしょうか。

(会長)

はいどうぞ。

(石橋委員)

学力が下がっていることの心配しているんですが。もう一つは、スウェーデンはタブレット持たせてないですね、こどもたちに。スウェーデンはこどもたちがタブレットを持っていません。なんかかというと変換を覚えない。自分たちで考えないから、と言われています。そういうのを心配しております。

(会長)

今ご意見いただきましたので、審議の方に入りますが、今のご心配に対してどちらか、お答えいただきますか。

(義務教育課)

義務教育課長の矢野でございます。学力の件ですが、まずは「全国学力・学習状況調査」というのは平成19年度から始まっております。これは私どもの教育施策への反映でありますとか、学校で言えば日々の授業改善にいかすことや、こどもたちへのフィードバック等を通して、児童生徒も自らの強みや弱みを踏まえた上で、自己調整して学んでいこうと、そういったことで調査をしているものでございます。

学力の低下につきましては、福岡県の学力調査の結果としては調査開始の平成19年度当初から、10年程度は、かなり全国水準を下回っている状況でございましたが、近年はですね、全国で上から数えた方が早いような形で、これは学校の教職員や生徒たちが大変頑張っているということで、学力自体は以前に比べ伸びてきていると思います。ただ、次の段階と

して、全国水準を上回るだけでなく、児童生徒間の学力的な格差を縮めていきたいということで、お示ししているような学力の上位層を増やしていきたいということで取り組んでいけるところでございます。前年度令和6年度では基準値より1地区減ではございますが、直近のデータでは1地区増えており、改善しております。今後とも学力の向上に向けて、様々な手立て、私どもで言いますと、非常勤講師を学力のなかなか厳しい地域を中心に約200名近く加配をする、私ども県教育委員会の指導主事等を重点的に学校に派遣し学力向上に向けた授業改善を図るなどの様々な取組を行っておりますので、今後とも学力向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

それと、申し訳ありません。もう一度ICT関係のご質問をお聞かせいただけないでしょうか。

(石橋委員)

スウェーデンではこどもたちにタブレットを持たせていない、変換を自分たちで考えないから。私も地元の教育長に言っていますけども。時代的に違ってくるなど、AIが入ってくると特にそう思います。実際はちょっと心配でございます。

(会長)

はい、お願ひします。

(義務教育課)

貴重なご意見ありがとうございます。よく報道等でスウェーデンの授業で、デジタル教科書を使用していたが廃止した、という報道等を目にすると思いますが、スウェーデンでいうと政権交代といった政治的状況もあって導入を取りやめた背景がございます。わが国では5年後にデジタル教科書を本格導入することと、コロナ禍で1人1台端末の導入が飛躍的に整備されて、いまこどもたちは1人1台端末をもって学習をしている状況でございます。ただ、委員のご指摘のとおりデジタルありきではなく、紙の教科書や鉛筆を動かして学ぶ、こういう重要性も大切にしていきたいと考えておりますので、それぞれの良さをいかして、紙の場合、デジタルの場合、併用する場合、それぞれ効果を検証しながら、デジタル一辺倒にならないように気を付けてまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございました。今のご意見に関して、何かありますか。

おっしゃる通り、今デジタル化がどんどん進んでいく中で、良い面ももちろんあって進めているとは思いますが、弊害も当然のことながらございます。小中学生はともかく、高等学校ではAIがレポート作成で、私もよく経験しますが「これ全員同じ。AIに書かせたな。」

と。AI も非常に便利な面もございますが、使い方ひとつで、子どもの学力低下につながる面もあるかと思いますので、その辺は教育委員会を中心に多方面から検討していただいて、ぜひ有効な、子どもの学力・能力を高めるような、あり方の検討を続けていただけるように思います。

よろしいでしょうか。ほかにご意見はございますか。はい、どうぞ。

(稻光委員)

福岡県医師会の稻光と申します。別紙1の2ページ目。「災害時の児童生徒の引き渡し手順・ルールの策定率」について、目標値は100%。もちろん100%なんでしょうけど、それが91.3%。低くはないんですけど、100%ではないと困るんじゃないかと思ったりしたんですけど。東北の震災の件で、課題もあり、事前の地図が準備できなかつたことがありましたが、ごく一部ですが。その一部がこの数値でなければいいなと思いました。

(会長)

いかがでしょうか。

(義務教育課)

今ご指摘いただきました、「災害時の児童生徒の引き渡し手順・ルールの策定率」ですけれども、これはおっしゃる通り、近年では激甚的な災害が増えておりますが、公立小中学校の設置者については市町村でございますので、しっかりと100%に近づくように県教育委員会としても、市町村に支援・指導を徹底してまいりたいと考えております。

(会長)

今、Web の方で安河内委員が挙手をされていますので、安河内委員、よろしくお願ひいたします。

(安河内委員)

はい、いま二十歳未満の子どもの、女子の自殺率がすごく上がってきています。男子は横ばいなんんですけど、女子はここ7、8年非常に上がってきています。いろいろ原因はあると思うんですけど、一つはやはりメンタルヘルスが自殺に影響があるのではないか、SNS が非常に関係しているのではないかということもあります。外国でもそうですが、日本でもSNSを16歳未満は規制をするなど、条例で禁止する自治体が出てきているので、デジタル化の導入を、特にSNSが子どもたちにどのような影響があるかを特に注意していく必要があり、それについてどういう風に対応していくのか、子どもたちのメンタルヘルスに関してすごく大事なことだと感じて、今後も注視していかなければならぬと思います。これは意見です。

もう一つ、お尋ねなんんですけど、先ほどご説明がありました、資料1の4ページ、福岡青少年健全育成総合計画の若者就職支援センター就職率について、基準値が79.3%、目標値は80%となっていますが、令和6年度実績値は、当初の基準値よりも下がっているわけですが、これはどういう理由で下がっているのか、今後どういう風に対応すれば改善するをお考えでしょうか。1点目は意見で、2点目は質問です。以上です。

(会長)

まずは、1点目のSNSについて。

(こども未来課)

自殺につきましては、保健医療介護部のこころの健康づくり推進室という部署が所管しております。本日は出席しておりませんので委員のご意見を共有していきたいと思います。また、教育関係の課も来ていて委員の意見を承っており、庁内で共有していきたいと思っています。

(安河内委員)

よろしくお願ひします。

(会長)

はい、お願ひします。では2点目お願ひします。

(就業支援課)

就業支援課でございます。若者の就職支援センターはですね、概ね15歳から39歳を対象とし、就職関係の相談などをさせていただいているんですが、センターの登録者を分けるとすると、学生と一般という風になります。一般が学生以外の概ね39歳未満の学生以外の方と、学生を区分しております。一般的の登録者ですね、自己分析や就職活動に必要な知識技能の習得に時間を要する場合がございまして、登録年度を超えて就職の支援に時間がかかり長期化していくところがございます。今年度に登録して、すぐに就職できるわけではなく、登録してから時間がかかるというものがあります。就職者数が持ち越しのよう、年度をまたいで支援させていただくというものがネックになっていて、すぐに就職者数が増えているところにつながっていないのではないか、というのが分析をしているところです。それから、最近新規登録者、今は人手不足ということで売り手市場、求職者の方が売り手市場になっているんですが、その中で当方の若者就職支援センターに登録する、新規登録者の数が減少傾向にあるというところで、そこはセンターとして若者センターの認知を広げていかなければと考えております。ですので、人手不足分野や特定の業種業界の人材確保事業として、例えば商工部のようなものづくりや先端事業についての人手不足対策の事

業と連携しながら、合同開催説明会などで、若者支援センターで登録した方が合同説明会で就職につなげていけるフォローをしていくような、センターだけでなく、庁内で商工部などと連携しながら、若者の求職者の支援をしていくことで新規登録者を増やしていく取組を行っているところであります。若者支援センターでは、そのような就職活動で長期化される方に対してきめ細やかにその方の技能やご意向を踏まえた就職につなげていく取組を行つておりますので引き続ききめ細やかに行いながら、目標達成に向けたところにつなげていきたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。安河内委員、どうでしょうか。

(安河内委員)

ありがとうございました。今お話しいただいた1点目の登録年度を超えるから就職率が下がっているように見えるという話だと、ここで令和6年度の実績として出されていますけど、これも基準値のように複数年度の平均として出した方が適切ではないか、と感じました。例えばR3～R6の平均を実績で出すべきだったかなと。もしそのようにまとめたものがあれば今度お送りいただけないかなと思います。

(会長)

要望がありました。

(就業支援課)

単年度ではなく、何年かスパンでの平均のデータを出した方がいいのでは、というお話しだったかと思いますが、今データを持ち合わせておりませんので、後日確認して出したいと思います。

(安河内委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

そのほか、一つ、質問というか、今安河内委員からもありましたが、自殺の問題、不登校・いじめの問題は歯止めがかからない、一方で少子化も歯止めがかからない状況でございますが、それに関して資料の5ページ、これは子どもの貧困対策計画の一部として出されていますが、スクールカウンセラーの配置について。スクールカウンセラーは学校でのいじめや不登校に有効な対策の一つだと思います。それが100%、非常に喜ばしいと思いますが、こどもたちの中には、スクールカウンセラーに相談しにくいという声が上がっておりま

クールカウンセラーは各校一人ではなく、とにかくすべての学校でスクールカウンセリングができる時間がある、という状況ではないかと思います。なかなかスクールカウンセラーの有資格者も限られますが、いきなり各校一人というのは難しいとは思いますが、何日かに一回など限られた時間に学校にいるだけでは、子どもがなじみにくいという状況があるのではないかと思います。これはお願いなのですが、とにかくいろいろな方策で学校になじむ、気軽に相談しやすい、声をかけやすい、そういう状況を頑張って作っていかないと効果的にならないかと思いますので、教育委員会の方から何かご意見いただけないかなと思います。

(義務教育課)

貴重なご意見ありがとうございます。会長がおっしゃるように子ども自身もカウンセラーとの相性もありますし、急に相談に来てその日に相談、というより日頃から打ち解けた関係が大事であると考えております。また、そういうことを踏まえて、スーパーバイザー、指導役、支援役のような方を派遣させていただいて、カウンセラーの資質や対応能力の向上に努めたりであるとか、スーパーバイザー自身も相談に対応するなど、子どもたちがより相談しやすいように改善に努めております。ただ、雇用自体に大変予算がかかるものですから、常時配置して日頃から対応できるような体制が必要だと考えておりますが、そのような形でできる限り運用の方法の工夫や資質の向上を含めてしっかりと対応していかないといけないと考えております。以上でございます。

(会長)

もう一つだけ、お尋ねしたいことがあります。資料としては延長保育の実施数として出ております。これは非常に高い実績として挙がっているんですが、実は、実態としては、延長保育や一時預かり制度、特に今度、だれでも通園制度がもうすでに県内でもいくつかの市町村では募集を始めて来年度から実施するようになっております。ただ、保育者の確保が必要になってきますが、保育者の確保について今までよりもっと厳しい状況が目の前にございまして、既に福岡県内でも3校、養成校が募集を停止。そして、やっているところも、今日、中村学園大学の野中委員、いらっしゃったらより詳しく言ってもらおうと思ったんですけどお休みなんですね。中村学園大学は福岡でも伝統的な養成校なんですが、つい4、5年前までは学生を250人、それが今年の新入生が170人、来年は100確保できるかわからぬい、という保育者の志望者が急激に減っているんですね。だから、だれでも通園制度や延長保育をやるといつても、現実にそれを支える保育者を急激に減っていると、ますます厳しくなると思うので、そのあたりをどのような対策をお考えか教えてください。

(子育て支援課)

子育て支援課の川越でございます。保育士の確保につきましては、私どもも大変重要なテーマであると考えております。養成校につきましては県内に29ほどございまして、数自体

は減るところもあれば新設されるところもあり、トータル的な数は変わってないんですが、定員数に関しては減ってきているところでございます。これまで私どもは養成校に入られた学生さんの保育士資格、保育現場への就職率を支えていくために施策を講じてまいったところでございます。ただ、志望される方々が減ってきているデータがございます。その中で、昨年の段階で私どもと養成校の先生方と現状を意見交換させていただきました。福岡地区だけでなく筑豊、筑後、北九州、それぞれ大きな養成校がございますので、それぞれの先生方とご意見をいただきしております。また保育の現場である、保育協会ともご意見いただきました。そういう意見を踏まえまして、今年度、7月から8月に福岡、北九州、筑豊、筑後で、「未来の保育士フェア」ということで、高校生を対象とした、保育の魅力発信と、養成校の先生から模擬授業を行っていただきました。第一回目ではありましたので、手探りなところはございましたが、保育確保等をですね引き続き継続しながらなんとか未来の保育士を確保していく、それからご協力いただいた養成校の先生はもちろん、現場の先生方からも、大野市の取組をご紹介すると、それにあわせて、中学生高校生に保育の現場を体験してください、ということで夏休みに保育士チャレンジのような取組を地域でしていただいている状況でございます。そういうことを踏まえて、保育士を育てていきたい、保育士を確保していきたい、と考えております。

もう一つだけ、2点目に少しPRをさせていただきたいんですけど、昨日の話です。今朝の新聞報道でもありましたが、福岡が全国で初めて、地域限定保育士制度の試験の認定を総理大臣からいただきました。これは全国で1府5県、九州では福岡のみとなっていますが、来年度から、地域限定保育士支援導入できるように。地域限定保育士というのは、これまで保育士は筆記試験と実技試験、音楽美術、読み聞かせの試験を受けて合格者が保育士として登録されて働くんですけど、筆記試験はそのままですが、実技試験を実技講習会に変えることができるというものです。講習といってもただ座っているだけではなく園内実習や実際に実技を組み立てていくかという、合計27時間受けてもらうというもので質の担保もしっかりと行うんですが、地域限定保育士制度については、試験に合格された方は3年間はその地域で働くことができ、3年たてば全国の資格が持てるんですけども、まず3年は福岡県内の資格の対象となりますので、3年間は福岡で働くという制度を来年度から実施したいと考えておりますので、なんとか現場で働く、県内200名程の保育士が足りない状況であるとみておりますので、しっかりと、先程の高校生などの、未来の保育士をそぞろ、これから始める地域限定保育士制度をしっかりと取り組んでいきながら確保を進めてまいりたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。その話を全く知りませんでした。とても斬新な取組だなと。ただ、どれくらい確保できるかというとやってみないとわからないところがございますが、保育士の確保につながればいいなと思います。しかし、先ほどおっしゃいましたが、保育士の質

の低下が非常に言われています。こういう保育士を、言い方は悪いですが手軽に増やすのは大いに結構だと思います。ただ質の担保というのは非常に大事なことだと思いますので、ぜひ研修の内容、担当者も含め、しっかりした制度からなった保育士も高いレベルを持っているといわれるようにしていただきたいと思います。

では、安河内委員、どうぞ。

(安河内委員)

今の地域限定保育士制度について、私の知り合いで、保育士になりたいといっている人がいて、実技試験がネックになっていて断念したという人がいたので、今の話を聞いてそれはいいな、と感じました。こういう制度があれば、なかなかオルガンなど弾けない人たちは断念している人が結構いるのではと思うので、今後そういう方たちが活躍してくれるのではと思いました。ありがとうございます。

(会長)

このような意見もあります、ただ、全国の保育士資格は相当厳しいですね、実技科目、以前はピアノと絵画制作、すべて合格しないといけなかつたんですが、今は3つ読み聞かせを含めてどれか合格すればいい風になって、だいぶハードルが下がっているんですが、その中で、是非、できなくてもなれるという風にはなってほしくないですが、それは質をそれ以上、下げないようにしていただきたいなと思います。

では、他にありますか。はい。

(遠田委員)

苅田町の遠田です。それぞれの施策について進捗状況が示されているんですけど、根本的には子どもの数が減っていること、最初に少子化に歯止めがかかっていないことが前提にありましたけど、それについて何か取組、うちの町でも保育士や看護師、働く人がたりない。なにより子どもの出生率が上がっていない、そこがうまくいっていない要因だと思います。その点について、すぐに答えがあるとは思えないし、もっと大きな単位の会議が必要だと思いますが、何か県として考えているがあれば、お聞かせください。

(こども未来課)

こども未来課です。ありがとうございます。15年位前なんですけどわざわざ伸びたトレンドがございました。これは第2次ベビーブーム世代がちょうど30代後半にあたる時期で、出生数が全国、福岡ともに伸びたことがありました。それを越えて今の右肩下がりの状況が続いています。そしてコロナを経て、減ってきてている。少子化の原因については、皆さんたくさん思いがあると思いますが、数字上で言うと、有配偶率が極端に減少しています。有配偶率というのは人口に対し結婚をされている人の割合のことです。これによると、結婚され

ている方が持たれるお子さんの数はほとんど動いていません。ですから今も 20 年前も、福岡市でも久留米市でもそんなに結婚された夫婦の子どもの数はそこまで動いていません。そうではなくて、結婚をされる率が減っているんですね。若者の間で、仕事や学校でもそれが必ずしも出会いの場になっていない。それが減ってきてている状況に、アンケート等を見るとあるわけで、今までは、出会いの場として機能していた箇所が減ってきてていることがあります。出会いの機会の確保がこれまで以上に重要になっていると感じています。ですので、出会いイベント等についてはしっかり取り組んでいきたいと思っています。それと、できるだけ性格や人柄などが合うマッチングが重要になっているので、AI マッチングをやっています。個人の情報、趣味などを入力していただいて、できるだけ良いマッチングとなるような取組も昨年からやっております。マッチング率については通常 40% 程度であるのが 60% を超える結果となっています。出会いがないと結婚につながりませんし、結婚がないとお子さんにもつながりません。今考えているのは、マッチング率のレベルやイベントの開催数など実績を上げていますので、市町村でもそういった取組をやっていただき、出会いの機会を作っていくことを考えております。

(会長)

よろしいでしょうか、はい。本当に難しい問題ですよね。先日ある大規模幼稚園に行きましたら、独身の先生が 18 人ほどいましたが、多くの先生たちが言うのは「べつに結婚しなくてよい。」と。ではどこで満足感を得ているのかというと、追っかけ。推し活で十分、満足しているから現実に結婚するのはめんどくさい、こういうのもあるんですね。幼稚園の先生というと、だれよりもこども好きで結婚したらこどもを作ってくれると思っていた。それがそういう反応をしましたので少子化問題は本当に深刻で、結婚したいという思いがね、もちろんマッチングも大事ですが教育などにもかかってきそうな、小さい時から子どもの大事さや、大きくなったら結婚してこどもを育てる、という思いを小さい時から持たせる教育を、ジェンダー等の問題もありますが、根本的なところから見直していくかないと思いました。

はい、どうぞ。

(家中委員)

子育て中の家中と申します。私自身いまフルタイムで働いていて子どもが今おなかに 2 人目がいます。私自身 1 人目は 5 か月から保育園にお願いして働いているんですけど、今の話を聞いて、理想の子ども数がまず、思ってないんですね。子どもがほしいと思っていたことが問題だと思います。子どもを授かりたいとおもうのは、パートナーとの人間関係の構築やコミュニケーションが取れていることが大事だと考えているんですけど、いまフルタイムで働いている人たちが増えて家には祖父母もいなくて閉鎖的になっている中で、パパとママはきっと疲れているんですね。帰ってきて会話がますない。子どもと一緒に寝ち

やうってなつたら、パートナーとの時間が確保できない、ではどうしたらいいか考えているんですけど、まず定時で働くことがスタンダードになっていて、それを柔軟に考えて、今回就業規則の改正などで国の方で動いているんですけど周知が足りない。というものがあって、私がライフプラン事業で福岡市の事業で、子育て体験プログラムで大学生を受け入れる課程をやつたんですけど、そこで大学生の意見で「こどもを産むって、犠牲になりませんか」と言葉が出てきたんですね。確かに犠牲と言つたら犠牲かもしれないんですけど優先順位が変わるだけだと、子育てすごく楽しいよとつたえたい。近所の3歳まで育てているお母さんはどんな息抜きをしているか聞くと、「お昼寝の2時間コーヒーを入れてほっとする、この時間が今の私の息抜きです。」と、言つんですね。皆さんそれぞれ小さいところで悩んでいるのが現状で、もちろんこどもの出生数を増やす、結婚したら同じくらい生まるというんですけど、パートナーとのありかたとか、めんどくさい存在じゃないということを発信、一緒に生きていく人がいることってすごく素敵なことだということを含めてアピールしていくことが大事かなと思います。以上です。

(会長)

おっしゃる通りだと思います。

(こども未来課)

おっしゃる通り、ライフプラン教育は重要だと考えています。学生からでは時期が早いと思われるかもしれません、人生におけるライフステージはいろいろあります。そしてその期間は有限です。あまり何歳までに結婚を、というのははばかられます、みなさん、何人こどもがほしいなどの希望を持ってらっしゃいます。高校生、大学生、20代、30代でも自分の体と希望、それにどういった制約や条件が存在するのかというのを広めていって、その前提の知識の中で結婚を大事に思っていただきたいと思います。ですのでライフプランの考えを広めていかなければならぬと思います。

(会長)

先ほどおっしゃった、こども体験ですよね。若者が子育て家庭で体験すると非常に効果があると、既に取り組んでいる県もあるわけですので、ぜひ取り組んでいただきたい。おっしゃるように、かなり思い切った対策をやらないと、できないと思いますけど、例えば働いている3歳未満のこどもを育てている家庭は給与保証を半分、このぐらいやつたらいいと思います。今の首相は子育て政策をあまり言つていませんけど、もっと真剣になるように県や市町村から意見を言っていただきたい。

はい、どうぞ。

(八代委員)

今おっしゃっているところもそうなんんですけど、小学校でも乳幼児を抱っこするとかそういう学習もしているところがあるって、低年齢化しない子どもの可愛さとか、大学生での触ったことがない人もたくさんいますので、触れ合いなど低年齢化して小学生から取り組むことも大事かなと思います。

私の地域で、そういう要望があったら、乳幼児を探してお願いをして、学校に連れていくことをしています。そういう意味でも地域の人でもどこに乳幼児がいるかもわからないので、地域とつながる学校も必要ではないかなと思っています。また学校だけでなく地域が協働本部を去年から前後で行うようになって、私も協働本部で委員になったんですけど、放課後児童クラブの待機児童数について、ただ講師に来てもらうだけでなく地域とつながるということを那珂川市でやっています。地域の財産であると思っているには映画や音楽ができたりそういう方たちに来ていただいたり、ドッヂボールをやっている人たちにルールを教えてもらったり、地域の祭りに放課後児童クラブとして参加したりとか、いろんな形で地域とつながっていくことが子どもたちを知ることにつながることになりますし、ボランティアも含めて子どもたちとの触れ合いを、現実的には自分が生まなくてもそこで自分もこういうことが未来を想像できるようなことが大事かなと思います。

それと非行者率について、10歳から19歳までという風になっているんですが、成人が18歳になっているんですが、そことどうなっているかを教えていただきたいんですが、10歳から18歳までが、刑法犯の少年が占める割合になっているんですが、どうも18歳がすごくあいまいだなと思います。どこまでが成人でどこまでが責任をもって、刑法犯の少年ではなく犯罪者という形にしていくことが必要ではないのかなと思います。地域でも青パトだったりしていますが、子どもたちが10時までいっちゃう、というんですね。夜9時から10時まで回っていて、ちょっと前に回ると「まだ10時になってないけん、帰らんでいいっちゃう」といわれるんですよね。そういうことも抑止力という意味で青パトも地域のみなさんと、警察とも協力し、おおきなスーパーには回ったり、小中学生は6時までしかいられないで、6時前から回り「もうすぐ帰らないかんよ。」と声掛けを地域でやっているので、そういう地域とのつながりをもっと増やしていくことで子どもたちの非行者率もね。知っているおばちゃんから声かけられるとね、結構こたえが一致するんですよ。「誰々のおばちゃんが言うけんかえろ。」だったり、タイ焼き屋のおばちゃんに大きくなってもそこに話に行くというように、地域とのつながりを深めていくと、少子化対策にもつながりますし、非行の予防にもなると思います。また、いろんな子どもたちにも触れあう大人が必要なのではないかなと思います。それで、子どもの権利条例のところで、福岡県では権利条例は県内で9市町村できているんですが、県は条例を進める方針にないと県は昨年お答えいただきましたが、それは変わらないのでしょうか。

(会長)

いくつか質問、ご意見いただきましたが、まず最初の小学生からの教育について、私は本

当は幼児期から大事だと思っているんですが、義務教育課の方にお尋ねしますけども、文科省学校教育のキャッチフレーズで社会に開かれた学校や、地域に開かれた、地域と一体化した学校とよく言うんですけど、子育て意識やそういうところでの地域とのつながりはありまするんでしょうか。どういう風に考えているんでしょうか。

(義務教育課)

義務教育課でございます。地域とのつながりという点では、ご指摘のとおり、地域学校協働活動というような形で、これまで家庭に担っていただいていた、しつけや基本的な生活習慣、コミュニケーション能力や社会性の習得などの教育機能が低下しているものですから、ぜひ地域の方々のお力添えをいただいて学校を支えていただきたいと考えております。また、学校自体も地域のご要望を踏まえた、地域に開かれた学校に向けて学校づくりを進めているところでございます。子育てや将来のライフプランを考える体験的な機会は、コロナ禍で活動は若干低下しましたが、実際に乳幼児に学校に来ていただいて保育体験をするような学校もありますので、そういうものも有効です。また、地域の方に来ていただくことで理想の大人のロールモデルを学べるということもございますので、地域学校協働活動推進員、要は地域と学校をつなぐコーディネート役の配置、これについては補助金等も措置して、多様な活動をされる市町村に対して支援を行っております。予算的な部分以外にも、優れた取組を紹介するような事例集を発信する研修会もしています。また、学校側ばかりにメリットがあるわけではなく、高齢書の方の生きがいづくりにもつながっていきますので、総合的に取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(会長)

他に、はい、お願いします。

(こども未来課)

こども未来課です。1つのことなんんですけども、少子化の観点から申し上げると、こどもを3人以上もつ夫婦は減少し、親戚づきあいの中で小さい子に触れ合う機会も少なくなっています。それを踏まえて、中高生と乳幼児のふれあい体験事業をやっております。将来的に、息の長い取組にはなるんですけど、若い世代に将来的にこどもを持つことをイメージしてもらうことは大事だと思っております。ご指摘のとおり、実際に触れ合い体験をやりたいと思っても相手の幼稚園保育園が見つからないという、なかなか先生方もお忙しかったりしますので、実際にマッチングするのが難しい状況にあります。そこで、まさに今月27日から、マッチングシステムを作りまして、中学校高校からシステムにエントリーし、幼稚園保育園の方もエントリーしてマッチングを行うことで、県全体に広げてまいりたいと考えております。また、本日ご出席の皆様におかれましては、この取り組みについて御周知いただければと思います。

また2つ目、権利の条約についてですね。第1回の時にご意見いただき、その後勉強させていただきました。この度県では、こどもが権利の主体であるということをこども計画における1番目の柱として明確に位置付けております。1番目の柱に位置付け、2番目以降の施策に取り組むこととしております。そういったことでこどもの権利について広めていきたいと考えております。もう一つ、こども計画に入れることができると考えている理由はこども基本法において市町村のこども計画は、県のこども計画を踏まえて作ることとなっている点です。昨年度こども計画を37市町村策定しておりますけれども、県の考え方を踏まえ、1番目の柱に位置付けたり、1番でなくても施策の柱にしたりするようになっており、こどもの権利の保障につきましてはこのような形で県全体で取り組んでまいりたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(八代委員)

一つ。先ほど小学校とかに乳幼児を連れていくお話をしたんですけど、うちの地域では子育てホットサロン、乳幼児でお母さんたちが初めてのこどもさん、だけではないですが、就園前のこどもさんを集めて月に2回、子育てホットサロンをしているんですが、そこに近くの幼稚園からきてもらって、そういう風にしてもらうと、お母さんお父さん、保護者の方たちが幼稚園に行くとこういう風に成長する、と見ることで、こどもたちの次の姿を想像できると、とても好評なんんですけど、そういう形で双方が、こどもを中心に大人が周りで見守るような形の交流も必要かなと思っていて、実際にやっているんですけど、お母さんも子育てに悩んで一人で抱え込むのではなく、同年代の人たちと相談ができるので、困っていることをどのように寄り添っていく地域の大人でありたいと思っております。ですのでそういう取組を押し付けではなくて同年代の人を集めるということで、いろんな交流をすることで育てやすいとかアイデアをもらったりとかそういうことでやっていただきたいなと、そういうところで補助金をいただけたら助かるなと思います。

(会長)

特に地域は非常に大事な役割を、少子化対策に、具体例を挙げてお話しいただきましたけど、先程の園と学校のマッチングというのも非常に有効だと思うので積極的に進めていただきたいと思います。そういう意味では少子化対策には園の役割がただ保育だけではない重要な役割を持っているという意識が大事だと思いますし、もう一つ、園と小中学生、高校生が保育って素晴らしい、こどもを育てるのって素晴らしいと思って帰ってくれないと意味がないので、最近福岡県でも不適切保育の園がいくつか摘発を受けていたりするので、保育に質もしっかりやって、こどもたちが保育を見て、子育て保育が素晴らしいと感じてもら

える保育づくりをしてほしいと思います。

時間の方が経ってきましたので最後に何かありますか。はい、どうぞ。

(石橋委員)

コミュニティ・スクールはどれくらい進んでいますか。

(義務教育課)

コミュニティ・スクール自体はすでに小中学校については概ね整備されたと思っていただけで構いません。また、中身についてコミュニティ・スクールや地域学校活動等によって、学校と地域、保護者の相互理解が深まった学校の割合について、福岡県は全国を上回った状態でございまして、小学校は9割以上がコミュニティ・スクールや地域学校活動で相互理解が深まった状態になっております。中学校でも9割近くになってきています。そのような形で体制を整備するだけでなく中身の充実について取り組んでおります。以上です。

(会長)

それでは次の報告事項について「こどもまんなか社会について」事務局から説明をお願いします

(事務局)

報告事項の「こどもまんなか社会について」です。

資料2の1ページ目をお開きください。

福岡県こども計画において、国のことわざで示された「こどもまんなか社会」づくりを推進することとしており、今回、報告事項として、その取組をご説明いたします。

まず、「1 背景」についてです。少子化の進行、児童虐待、いじめや不登校などの増加、子どもの貧困の問題など、子どもを取り巻く状況は、ますます多様化し、相互に関連しあっています。このような中、令和5年4月に施行されましたこども基本法では、こども施策の基本理念として、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」、「その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」などが規定されております。

また、こども基本法に基づき、令和5年12月に策定された「こども大綱」では、こども施策に関する6つの基本的な方針の1番目の柱として、こどもは生まれながらに権利の主体であることが明記されました。こうしたことを踏まえ、県は、今年3月に「福岡県こども計画」を策定し、計画が目指す県の姿「全てのこどもが夢や希望を持ちたくさんの笑顔で暮らせる福岡県」の趣旨に、『こどもの生命と権利を守る』ことを明確に記載するとともに、「全てのこどもが持つ権利の保障」を第1の柱としました。この柱では、こどもが権利の主

体として認識され、多様な人格・個性が尊重されるよう県民の理解促進を図るとともに、子どもの年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう、意見表明の機会の確保に取り組むこととしております。

「2 取組の概要」です。(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進の取組として、まず、一つ目の○になりますが、今年3月に開設しました「福岡県こどもまんなかポータルサイト」を通じた啓発です。

このポータルサイトでは、こどもが権利の主体であること、子どもの意見を尊重すること等をクイズ形式で楽しく学んでいただけるようなコンテンツを提供しております。

このほか、○の2つ目になりますが、福岡県だより、県政出前講座などを通じ、広く県民の皆様に対する周知、啓発に取り組んでおります。

また、○の3つ目になりますが、今年度新たに、こどもに関わる大人に向けた啓発教材を、こどもを支援するNPOや教職員、保育士、こども食堂に携わる方等で構成するワーキンググループで検討し、作成したいと考えております。教職員や保育士などが集まる場を活用し、この教材による研修を実施することにより、こどもが生活する様々な場面で自分の意見を言える環境づくりを進めることとしております。

(2) 子どもの意見表明とその尊重の取組として、「こども施策に対する子どもの意見反映」について説明します。こども基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるため、必要な措置を講ずること」とされております。

のことから、県では、○の2つ目になりますが、昨年度、こども計画の策定に当たって、ワークショップ、WEBアンケート、児童福祉施設等への個別聴取を実施しました。計画関係意見としていただいた、1,000件を超える意見については、計画への反映を行い、結果をホームページ（福岡県こどもまんなかポータルサイト）にて公開しており、昨年度の第3回審議会においても報告させていただいたところです。

2ページ目をお願いいたします。令和7年度の取組についてです。県では、こどもや子育て当事者の意見を聴取し、こども施策に反映させるため、今年度もワークショップにおける意見聴取を引き続き実施するほか、こどもまんなかポータルサイトを活用したアンケートも実施しております。

それぞれ簡単に概要を説明いたします。

ア こども・若者ワークショップについてです。7月6日の日曜日に福岡市天神で開催し、県内在住の小学生から29歳までのこども・若者と子育て当事者の方を公募で選定し計30名の方にお越しいただきました。下記のテーマについて世代混合のグループで議論いただきました。ワークショップで聴取した主な意見は「別紙2」にまとめております。ご参照ください。

イ こどもまんなかポータルサイトアンケートについてです。令和7年3月に開設した、

福岡県こどもまんなかポータルサイトのアンケート機能を用いてポータルサイトの閲覧者に対し、県のこども施策に関するアンケートを現在実施中でございます。

今後の予定です。県こども施策への反映を庁内で検討するとともに、要約したこどもの意見について、令和8年3月ごろ県のホームページ等に掲載する予定でございます。

「こどもまんなか社会」についての報告は、以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。ご意見・ご質問はありますでしょうか。

ないようなので、次の資料の3「幼保連携型認定こども園部会」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料3をご覧ください。今回、幼保連携型認定こども園部会につきまして、会長の中村学園大学の笠原教授が審議会委員及び部会長の辞退の申し出がありましたので、後任として、本日欠席ではございますが、中村学園大学、野中千都准教授の就任を予定しております。野中准教授は、児童幼児教育や保育学等幅広く学識を有され、適任であると思います。

説明は以上でございます。

(会長)

ただいま事務局から説明いただきましたが、いかがでしょうか。特にないようでしたら、部会を構成する委員は、条例により審議会の会長が指名することとされておりますので、委員について、事務局案のとおり指名したいと思います。よろしいでしょうか。

これで本日の審議事項、報告事項は終わりますが、全体を通して、何かご意見・ご質問はありませんでしょうか。はい、どうぞ。

(家中委員)

最後に、せっかくいい取組、マッチングや地域限定保育士制度など全然知らなくて、夕方のニュースで取り上げていただくなど、SNSを活用するなど、ぜひ良いことを助かることをして下さるので、もっと知りたいと思いましたのでよろしくお願いします。

(こども未来課)

こども未来課です。こども施策のとりまとめを行っておりますが、昨年度からInstagramをはじめまして、そういう発信に取り組んでおります。委員ご指摘のとおり大切なことでございますので、またご意見等ございましたら、教えていただければと思います。ありがとうございます。

(会長)

地域限定保育士制度はチャレンジしたい人は結構いると思いますので、それを含めて、ぜひさらに情報発信をしていただければなと思います。

それでは、全ての審議事項、報告事項が終わりましたので、本日の会議はここまでとしたいと思います。委員の皆様におかれましては、活発な御議論をありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

田中会長、ありがとうございました。

委員の皆様も終始熱心にご審議いただき、ありがとうございました。本日の議事概要は、事務局にて取りまとめ、後日、委員の皆様にご確認いただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

最後に、福祉労働部次長の山田より、閉会のご挨拶をさせていただきます。

(福祉労働部次長)

福岡県福祉労働部次長の山田です。本日、大変ご多忙の中、令和7年度「福岡県こども審議会」にご出席いただき、ありがとうございました。終始熱心にご審議をいただきまして、私どもも非常に目の覚める思いで、皆様方のご意見をうかがっていたところでございます。先ほど事務局の申し上げたとおり、本日いただいたご意見に関しましては、県こども計画の施策の中で反映していく等を終始検討していきたいと思っております。また、長時間の中、的確な議事運営にご尽力をいただきました田中会長、活発なご意見をいただきました委員の皆様方に改めて深く感謝申し上げます。私どもも服部県政のもと策定したこども計画に掲げております、「全てのこどもが夢や希望をもち、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」の実現に向け、子どもの権利擁護をはじめ、しっかりと、全庁一丸となってこども施策に取り組んでいきたいと思っておりますので今後とも皆様方のご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして、令和7年度福岡県こども審議会を終了します。ありがとうございました。